

忘れずに納めましょう

ID 1003611 ID 1003657

個人の 市民税・県民税

令和元年度の個人市民税・県民税の納税・税額決定通知書と課税明細書を発送します。市民税・県民税の課税内容や納付方法などをご確認いただき、期限内の納付にご協力ください。

市民税課 ☎ (632) 2233

普通徴収(納付書または口座振替)



事業所得、不動産所得などの所得がある人

事業所得、不動産所得などの所得がある人は、市から送付する納付書または口座振替などで納めてください。納付はペイジー納付(※)が便利です。納税・税額決定通知書と課税明細書は6月3日、65歳以上の人は6月12日に発送予定です。

※ペイジー納付とは、パソコンや携帯電話からのインターネットバンキングや銀行ATMを利用する納付方法で、金融機関の営業時間外でも納付することができるサービスです。ペイジーの使い方や対応金融機関など、詳しくは、ペイジーHP [URL](#) が市HP [を](#)ご覧ください。

ID 1003664

特別徴収(給与差し引きまたは年金引き落とし)



会社などで給与所得がある人

1 給与所得に関わる特別徴収

給与支払者(会社など)が、税額を6月～翌年5月の年12回に分けて、毎月給与支払いの際に納税者の給与から差し引き、納税者に代わって納めます。

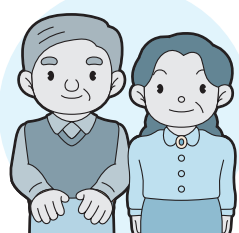
2 年金所得に関わる特別徴収

65歳以上の人の年金所得に関わる市民税・県民税は、年金支給時に年金の支払者が、税額を年金から引き落とし、納税者に代わって納めます。

公的年金に関わる市民税・県民税の納付方法

■平成30年度から引き続き、年金から引き落としになる人(継続)

■令和元年度から新たに(改めて)、年金から引き落としになる人(10月開始)



年金所得がある人

納付方法	年金からの特別徴収(引き落とし)全6回						納付方法	普通徴収		年金からの特別徴収 全3回		
	仮徴収		本徴収					納付・徴収月	6月(1期)	8月(2期)	10月	12月
徴収月	4月	6月	8月	10月	12月	令和2年2月						
税額	平成30年度の年税額の半分の額を、3回に分けて4・6・8月に引き落とし			年税額から仮徴収税額を差し引いた残りの額を、3回に分けて10・12月、令和2年2月に引き落とし				年税額の半分の額を、2回に分けて6・8月に、納付書または口座振替などで納付		年税額の残りの半分の額を、3回に分けて10・12月、令和2年2月に引き落とし		

トピックス

改元日以降の元号の読み替え

新元号が施行されたことに伴い、市民税・県民税の納税・税額決定通知書に「平成31年度」「平成31年〇月」「平成32年〇月」とあるものは、それぞれ「令和元年度」「令和元年〇月」「令和2年〇月」と読み替えてください。

なお、旧元号により表示された期日について、その法律上の効果は変わりません。

65歳未満の年金受給者の皆さんへ (平成31年4月1日現在)

会社などに勤務する人は原則、給与から差し引かれます。それ以外の人は、納付書または口座振替などで納付してください。なお、確定申告書や市民税・県民税申告書で、給与以外の所得に関わる税額について、「自分で納付」を選択した人は、年金所得に関わる市民税・県民税は普通徴収となります。